

千葉県多文化共生推進プラン改訂懇談会設置要綱

(設置)

第1条 「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」の施行や、国における技能実習制度等の見直しの動きなどの社会的背景を踏まえ、千葉県多文化共生推進プラン（以下「プラン」という。）を改訂するに当たり、有識者や関係団体等から広く意見を聴取するため、「千葉県多文化共生推進プラン改訂懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置する。

なお、懇談会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置される附属機関の性質を有しない。

(委員の所掌事務)

第2条 懇談会委員は、次に掲げる事項を行う。

- (1) プランの改訂に当たり、専門的な立場から意見を述べること。
- (2) その他、必要な事項について意見を述べること。

(組織)

第3条 懇談会は、地域づくり担当部長が就任を依頼する委員11名以内をもって組織する。

- 2 委員の構成は、別表に掲げる各分野に関する有識者及び関係団体等とする。
- 3 懇談会に座長及び副座長を置く。
- 4 座長及び副座長は委員の互選により選任する。
- 5 座長は懇談会の議事を進行し、副座長は座長を補佐し座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 懇談会は、必要に応じて地域づくり担当部長が招集する。

- 2 懇談会に欠席する委員は、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(会議の公開)

第5条 懇談会は、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、懇談会において会議の一部又は全部を公開しないことと決定したときは、この限りではない。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、千葉県総合企画部国際課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月9日から施行する。

(失効)

2 この要綱は施行日以降、改訂後のプランが公表されたときに、その効力を失う。

別表 千葉県多文化共生推進プラン改訂懇談会 構成分野

区 分	分 野
大学関係者	学術的知見
	多様な主体との連携
日本語学校	日本語教育
市町村	市町村の取組
国際交流団体	多文化共生
支援団体	外国人の生活支援
専門分野	企業・雇用の立場
	高度外国人材
	育成就労制度・特定技能制度
	外国人雇用対策
海外にルーツを持つ方	海外にルーツを持つ当事者としてのニーズ